

平成19年4月10日

各 位

上場会社名 株式会社 高島屋  
本社所在地 大阪市中央区難波5丁目1番5号  
代表者名 取締役社長 鈴木 弘治  
コード番号 8233  
上場取引所 東証・大証第1部  
問合せ先 広報・IR室長 肥塚 見春  
TEL 03-3668-7253

## 定款の変更に関するお知らせ

当社は、平成19年4月10日開催の取締役会において、平成19年5月22日開催予定の第141回定時株主総会に下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

##### 1. 変更の理由

- (1) 変更案第2条第4号、第5号については、介護保険法による「定款に定める事業名の記載」をするものであります。
- (2) 変更案第5条については、当社の公告方法を、より効果的で経済的な情報開示方法である電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (3) 変更案第16条については、インターネットを利用する方法で、株主総会参考書類等を開示することにより、株主の皆様に対して提供したものとみなすことができる規定の新設を行うものであります。
- (4) 変更案第20条、第24条、第29条については、執行役員制度の導入によって、取締役会の員数をスリム化し、グループ全体最適の視点から、活発な議論と適切な意思決定が行われる取締役会へ変革を図り、併せて意思決定・施策実行のスピードアップを図るものであります。また、取締役の任期を1年に短縮し、事業年度の責任を明確化するものであります。
- (5) 変更案第30条については取締役が、変更案第39条については監査役が、それぞれその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任を軽減するため、法令に定める範囲内で責任を免除する旨の規定を新設するものであります。  
第30条の新設については、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

(6) 変更案第 31 条については社外取締役が、変更案第 40 条については社外監査役が、それぞれその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

第 31 条の新設については、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

(7) 上記の変更に伴い条数等の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

現行案と変更案の対照は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 5 月 22 日 (火曜日)

定款変更の効力発生日 平成 19 年 5 月 22 日 (火曜日)

以 上

## &lt;定款変更の内容&gt;

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. から 3. (条文省略) (新 設)  (新 設)</p> <p>4. から 22. (条文省略)</p> <p>第5条(公告方法) 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第16条から第18条 (条文省略)</p> <p>第19条(取締役の数) 当社の取締役は、3名以上21名以内とする。</p> <p>第20条から第22条 (条文省略)</p> <p>第23条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>ただし補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. から 3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>介護保険法に基づく特定福祉用具販売および特定介護予防福祉用具販売</u></p> <p>5. <u>介護保険法に基づく福祉用具貸与および介護予防福祉用具貸与</u></p> <p>6. から 24. (現行どおり)</p> <p>第5条(公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p><u>第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条から第19条 (現行どおり)</p> <p>第20条(取締役の数) 当社の取締役は、3名以上15名以内とする。</p> <p>第21条から第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

<p>第24条から第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第28条から第34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第35条から第38条 (条文省略)</p>	<p>第25条から第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (執行役員) <u>取締役会は、その決議によって、執行役員を選任することができる。</u></p> <p><u>執行役員に関する事項は、取締役会において定める取締役会規則および執行役員規則による。</u></p> <p>第30条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>第31条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</p> <p>第32条から第38条 (現行どおり)</p> <p>第39条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>第40条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</p> <p>第41条から第44条 (現行どおり)</p>
--	--

以 上